

議案第 9 号

野田市公民館長の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を野田市公民館長に任命する。

平成30年3月28日提出

野田市教育委員会教育長 東 條 三枝子

氏 名	公 民 館 名
ほりえ みきお 堀江 幹雄	東部公民館
きたがわ よしゆき 北川 義行	南部梅郷公民館
いとう きみお 伊藤 公夫	北部公民館
きよつぐ いっぺい 清次 一平	川間公民館
さいとう てる 齋藤 てる	福田公民館
はしもと みつとし 橋本 光利	関宿中央公民館
とみた ひろし 富田 広	関宿公民館
はやし てる 林 輝	二川公民館
すずき す み お 鈴木 壽三夫	木間ヶ瀬公民館

平成30年4月 1日付任命

平成32年3月31日満了

提案理由

東部公民館長、南部梅郷公民館長、北部公民館長、川間公民館長、福田公民館長、関宿中央公民館長、関宿公民館長、二川公民館長及び木間ヶ瀬公民館長が平成30年3月31日をもって任期満了となることから、平成30年4月1日付けで次任期の公民館長を任命しようとするもの。